

**平成27年度 農業農村整備事業等補助事業の事後評価
(完了後の評価) について**

1 事後評価の対象地区

事後評価の対象は、総事業費10億円以上で、事業完了後一定期間（おおむね5年）経過した地区。

ただし、事後評価は、政策評価法により評価の義務付けがなされていないことから、事業実施主体の協力が得られる範囲内で実施。

【H27年度評価対象地区】

総事業費10億円以上でH21年度完了地区は、北海道では9事業種35地区
(全国：14事業種227地区)

2 事後評価の実施地区

評価対象の全地区について、事業実施主体に対するアンケート調査(①地区の概要、②整備された農地、施設の利用状況について特記すべき事項、③整備された施設の管理状況、④事業実施主体による事後評価の実施の有無、費用対効果分析に関する資料提供の可否等)を実施し、その結果を基に、評価対象地区の20%以上を目標として評価実施地区を選定。

【H27年度評価実施地区】

北海道は6事業種8地区(23%)※(全国：11事業種51地区(22%))

※ 地区名は別紙参照

3 評価の進め方

(1) 評価の実施主体

各地方農政局等(北海道の事業は、本省)の設置する評価委員会が実施。

(2) 地区別結果書の作成

事業実施主体からの資料提供を基に、評価実施地区の結果書(地区別評価結果書、事業の効用に関する説明資料)を取りまとめる。

【評価項目】

- 社会経済情勢の変化
- 事業により整備された施設の管理状況
- 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化

- 事業効果の発現状況（費用対効果分析結果を含む。）
- 事業実施による環境の変化
- 今後の課題等

(3) 第三者委員の意見の聴取

多様な意見の反映、客観性の確保という観点から、すべての評価実施地区について、第三者の意見を聴取し、その意見を取りまとめて評価結果書に反映。

農村振興局が評価する北海道の地区は、①代表地区において現地調査の実施、②技術検討会において地区別結果書等の説明を行い意見を聴取。

(4) 地区別結果書の報告等

各地方農政局等が作成した地区別結果書は、平成28年2月末までに本省に報告。

本省において、地区別結果書を基に事業種ごとの「評価結果」及び「第三者の意見」を取りまとめる。

4 事後評価結果の公表

平成28年3月末(予定)に「公共事業の事業評価書(農業農村整備事業等補助事業の完了後の評価)」を本省HPで公表。地区別結果書は、各局のHPでも公表。

平成27年度 北海道における補助事業事後評価実施地区

事業名	地区名	関係市町村名 (総合振興局)	事業実施 主体
経営体育成基盤整備事業	ゆうぱりぶときた 夕張太北	空知郡南幌町 (空知総合振興局)	北海道
	やよい だいいち 弥生第1	樺戸郡新十津川町 (空知総合振興局)	北海道
畑地帯総合整備事業	め むろきた 芽室北	河西郡芽室町 (十勝総合振興局)	北海道
	こ し みずなん ぶ 小清水南部	斜里郡小清水町 (オホーツク総合振興局)	北海道
農道整備事業	おんべつかわにし 音別川西	釧路市 (釧路総合振興局)	北海道
農地防災事業 (防災ダム事業)	なん ぶ ざか 南部坂	北斗市 (渡島総合振興局)	北海道
草地畜産基盤整備事業 (畜産担い手総合整備型(再 編整備事業))	ちゅうるい 忠類	中川郡幕別町 (十勝総合振興局)	(公財)北海道農 業公社
畜産環境総合整備事業 (資源リサイクル型)	おう む ちゅうおう 雄武中央	紋別郡雄武町 (オホーツク総合振興局)	(公財)北海道農 業公社
6事業種	8 地区		